

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB によるデリバティブの更改に関する公開 草案の公表

目次

- ・ はじめにおよび背景
- ・ 提案内容
- ・ 発効日およびコメント期間

要点

- ・ 本 ED は、ヘッジ手段のデリバティブの契約の相手方を集中清算機関 (CCP) に更改する際に、特定の要件を充足する場合、(IAS 第 39 号および公表予定の IFRS 第 9 号のヘッジ会計の規定において) ヘッジ会計の継続を認めることを提案している。
- ・ 店頭デリバティブに関して、いくつかの法域において法令および規則を変更し、そのうちの多くの法域が契約の相手方を集中清算機関に更改することを要求しているが、本 ED は、こうした状況に対応している。
- ・ 本提案のコメント期限は、2013 年 4 月 2 日である。

はじめにおよび背景

2013 年 2 月、国際会計基準審議会 (IASB) は、公開草案 ED/2013/2「デリバティブの更改とヘッジ会計の継続 (IAS 第 39 号および IFRS 第 9 号の修正案)」(以下、「ED」という) を公表した。本公開草案は、IAS 第 39 号「金融商品 (認識と測定)」および IFRS 第 9 号「金融商品」のヘッジ会計の規定の限定的範囲の修正を提案している。本 ED は、特定の状況においてデリバティブの相手方を集中清算機関 (CCP) に更改 (novated) することが要求される場合の、ヘッジ会計に関する救済措置を提案している。

(金融危機に対応した 20 カ国・地域 (G20) 財務相・中央銀行総裁会議のコミットメントを受けて) 各法域において、契約の相手方を集中清算機関に更改するように、店頭 (OTC) デリバティブに関する法令および規制を変更している。

見解

欧州市場インフラ規制(EMIR)は、デリバティブの集中清算と取引所での取引を求めることによって、国際的に一貫した方法により、店頭デリバティブに関する透明性や規制監督の改善のための法域における変更の一例である。IFRS 解釈指針委員会は、EMIR を背景として、更改(すなわち、デリバティブ契約の相手方を新しい相手方に変更する)を求める規制の導入を受けて、ヘッジ会計を中止するべきかどうかという論点を、最初に検討した。IFRS 解釈指針委員会は、本 ED を推進した IASB にこの問題を委ねた。

こうした法令や規制の対象であるデリバティブの多くは、ヘッジ関係に指定されている。(更改が当初のヘッジ契約書類で予定されていないと仮定すると)更改は当初のヘッジ手段の終結または失効にあたるため、IAS 第 39 号では、こうした状況ではヘッジ会計の中止を企業に求めている。

IASB および IFRS 解釈指針委員会は、共に、IAS 第 39 号では更改に関する会計処理が明確であると考えているが、法令制定による強制によって経済的ヘッジ活動の内容が根本的に変化するとは考えていないため、既存のヘッジ関係の中止をもたらす会計処理は有益ではないと考えている。そのため、IAS 第 39 号の要求事項(および公表予定の IFRS 第 9 号のヘッジ会計の規定に含まれる予定の要求事項)に対して限定的な例外を設けることを提案している。

見解

米国の「金融規制改革法(Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010)」の公表を受けて、米国証券取引委員会(SEC)は米国会計基準におけるヘッジ会計の類似論点についての対策を講じている。

提案内容

本 ED は、ヘッジ手段のデリバティブの相手方を集中清算機関に更改させられる際に、以下のすべての要件を満たす場合は、当該ヘッジ手段の更改を、ヘッジ会計の中止をもたらす失効または終結と考えるべきではないことを提案している。

- ・ 更改が、法令または規制により要求されている。
- ・ 更改の結果、集中清算機関が、各当事者に対する更改されたデリバティブの新たな相手方になる。
- ・ 更改されたデリバティブの契約条件の変更が、当該更改されたデリバティブの契約条件に影響させることが必要なものだけに限定されている。

更改によるデリバティブの公正価値の変動は、デリバティブの測定、ひいてはヘッジの有効性の測定に反映される。

見解

本提案は、任意に更改したデリバティブについては、ヘッジ会計の継続を認めていない。また、更改による変更が、当初から契約の相手方が集中清算機関であったと仮定した場合に存在していたであろう契約条項と不整合である場合も、ヘッジ会計の継続を認めていない。本 ED は、ヘッジ会計の継続が認められる契約条項の変更についてのいくつかの例を挙げている。例えば、更改の結果生じた更改されたデリバティブの契約上の担保要求の変更、集中清算機関との間の債権残高と債務残高の相殺に関する権利の変更、集中清算機関によって賦課される手数料の変更などである。しかし、満期日または契約上のキャッシュ・フローの変更については、ヘッジ会計の継続を認めていない。

発効日およびコメント期間

本 ED は、発効日を規定していないが、早期適用を認めることを提案している。IASB は、ED について受領するコメントを検討し、必要なデュー・プロセスを行った後に、発効日を決定する予定である。

本 ED のコメント期限は、2013 年 4 月 2 日である。

見解

ED は、30 日間のコメント期間である。これは、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」における最短の許容される公開期間である。新しい法律または規制によって OTC デリバティブの集中清算機関による清算を強制されることが差し迫っているため、IASB は、短いコメント期間の必要性を考慮している。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。